



# しあわせ便り

第5号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研（社会保険労務士事務所）  
社会保険労務士 門元 隆臣  
携帯電話：090-5249-4848

～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301  
Web Page URL：<http://shiawase-ci.com/>  
Fax/Tel：0996-88-5326

スマホ登録  
QRコードMail：[info@shiawase-ci.com](mailto:info@shiawase-ci.com)

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

## ◆気になるあれこれ 「働き方改革、なにをしたらいいの？」

世間で何かと話題の「働き方改革」ですが、成立した関連法の詳細は各メディアの記事を参照していただくこととして、長時間労働をなくし、多様な働き方を実現する。及び正規社員と非正規社員の不合理な待遇差をなくす。この2点が今回の関連法の大枠です。

来年4月から順次施行される関連法に、経営者は頭を抱えていることは想像に難くないのですが、労働者保護を強調したこれらを歓迎するはずの労働者も首を傾げているのではないかでしょうか。そして私には「こんなこと決められてもできない。」という労使の心の叫びが聞こえてきます。立場の違う労使が、共に不可能だと思うのはなぜでしょうか？

労働時間の削減や有給休暇の付与の実現には、労働者の総数を増やすことが有効ですが、中小企業では思うような増員は困難です。また、人件費を抑えるための非正規労働者の待遇を、正社員と同等にするとその意味が霧散してしまいます。また、労働者にも事情があり、あえて現状を選択している者もあることでしょう。このように働き方改革関連法の実現性は、労使双方から不安視されているようです。

そこで、働き方改革のもう一つの柱が、労働生産性の向上です。来年4月から施行される働き方関連法は、労働者の保護ばかりが目につきますが、これらの本当の目的は、労働者の働く環境を改善することと同時に、労働生産性を向上させることなのです。

労働生産性とは、労働者一人当たりで生み出す成果を指標化したものです。例えば、一人1日の売り上げが10,000円と、15,000円では、後者の労働生産性が前者より50パーセント高いことになります。労働生産性はより高いほうが、利益を多く出すことができます。利益を多く出すことで、初めて人件費や労働環境改善の費用が捻出できるようになるのです。敢えて言えば、今より労働生産性向上ができないと、労働環境の改善はできないのです。

しかしながら、労働生産性の向上は簡単ではなく、また効果もすぐには表れません。「そんなことができるんだったら、すでにやっている（怒）」とお叱りの言葉を浴びせられそうですが、現状の設備と人員で、労働生産性を向上する方法はあります。そして労働環境を改善することは可能です。まず、労働生産性の向上を実現させましょう。

次回、「費用をかけない労働生産性向上で、働き方改革を実現！！」で詳しく解説します。

## 10月の総務課ダイアリー

- ・10月10日…源泉税・市町村民税納付期限
- ・10月31日…労働保険料第2期分納期限

## おしらせ

- ・10月1日 鹿児島県の最低賃金が760円に（予定）
  - ・10月の奈良出張は10月9日（火）～12日（金）\*予定です。
  - ・パワハラ・セクハラ・モラハラ相談室開設
- 会社には直接言いにくい、パワハラ・セクハラ・モラハラのお悩み、解決の糸口をさがす無料相談窓口を開設します。しあわせ創研ホームページの「コメント・相談室」ボタンからご相談ください。\*秘密厳守

4コマまんが



## 行け、しあわせさん!!

Vol.5 しあわせの形は、それぞれ



\* 詳しくは「QOMランディング」で検索!!